

①令和7年度 特別支援教育就学奨励費 支給対象経費及び支給限度額

北海道鷹栖養護学校

経 費 区 分			支 給 対 象 者	保護者等 の 申 請	支 給 限 度 額 (第1区分の額)	支 給 割 合			経 費 の 説 明
						第1区分	第2区分	第3区分	
教 科 用 図 書 購 入 費			高等部	×	実 費 支 給	全 額	全 額	全 額	高等部の授業で使用する教科用図書の購入費用
学 校 給 食 費			全児童生徒	×	実 費 支 給	全 額	半 額	な し	保護者等が負担する学校給食の費用（学校長へ受領委任） ※第2区分の場合は実費の半額を現金徴収、第3区分の場合は実費全額徴収となります。
交 通 費	通学費	本 人	通学生	年度初めに 届を提出	実 費 支 給	全 額	全 額	全 額	通学生の通学に係る交通費（交通機関・自家用車）
		付添人	通学生	年度初めに 届を提出	実 費 支 給				通学生の通学時の付添に係る交通費（交通機関・自家用車） (小1～3年全員、小4～高3の重度・重複障害の児童生徒の付添人)
	帰省費	本 人	寄宿舎入舎生	年度初めに 届を提出	年間39回以内				全 額
		付添人	寄宿舎入舎生	年度初めに 届を提出	年間39回以内	寄宿舎生の帰省時の付添に係る交通費（交通機関・自家用車） 年間39回以内 (小・中学部全員、高等部の重度・重複障害の児童生徒の付添人)			
	職場実習交通費		中学部、高等部	実 施 時 に 届を提出	実 費 支 給	全 額	全 額	半 額	中学部、高等部の現場実習に伴う交通費
	交 流 及 び 共 同 学 習 費		全児童生徒	×	実 費 支 給	全 額	全 額	半 額	小学校、中学校、高等学校及び他の特別支援学校との交流学习等に伴う交通費
伴 寄 宿 う 舎 居 住 に 経 費	寝 具 購 入 費		寄宿舎入舎生で 該当者のみ	必 要	5,510円	全 額	半 額	な し	寄宿舎居住に必要な寝具を購入したときに申請できます。 (該当者:「新入舎生」及び「3年以上経過し破損等により使用に支障がある者」)
	日用品等購入費		寄宿舎入舎生	必 要	141,560円	全 額	半 額	な し	寄宿舎居住に必要な日用品等を購入したときに申請できます
	食 費		寄宿舎入舎生	×	小学部 148,850円 中学部 148,850円 高等部 139,750円	全 額	半 額	な し	保護者が負担する寄宿舎給食の費用（学校長へ受領委任） ※第2区分の場合は実費の半額を現金徴収、第3区分の場合は実費全額徴収となります。 また限度額超過の場合、超過分は実費徴収となります。
修 学 旅 行 費	修 学 旅 行 費 （ 本 人 ）		各学部の修学旅行 実施学年	×	小学部 21,580円 中学部 57,720円 高等部 107,810円	全 額	半 額	な し	修学旅行（小学部6年生、中学部3年生、高等部3年生）実施に係る経費 （交通費、宿泊費、食事代、見学科・体験活動費、医薬品、傷害保険料 等） ※一部、支給対象外となる経費もありますのでご了承ください。
	校 外 活 動 等 参 加 費 （ 本 人 ）		全児童生徒	×	小学部 18,580円 中学部 24,660円 高等部 24,820円	全 額	半 額	な し	●学校行事として実施する校外活動実施に係る経費（交通費及び見学科） ●宿泊研修（小学部5年生、中学部2年生、高等部2年生）実施に係る経費 （交通費、宿泊費、食事代、見学科・体験活動費、医薬品、傷害保険料 等）
	職場実習宿泊費		高等部	×	7,520円	全 額	半 額	な し	高等部の現場実習に伴う宿泊費、朝・夕食代等（昼食代は対象外）
学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費			全児童生徒	必 要	小学部 11,640円 中学部 22,740円 高等部 32,270円	全 額	半 額	な し	学校の授業等及び通学のために必要な学用品及び通学用品等を購入したときに申請で きます
新 入 学 児 童 生 徒 学用品・通学用品購入費			小、中、高1年生	必 要	小 1 57,060円 中1・高1 63,000円	全 額	半 額	な し	小、中学部及び高等部 新入学に伴い必要な学用品、通学用品 を購入したときに申請で きます
ＩＣＴ機器購入費 (学用品・通学用品購入費)			高等部	×	50,930円	全 額			高等部の授業で使用するＩＣＴ機器の購入費用

1 各経費の支給開始は「学校給食費」「寄宿舎食費」は4月から、「交通費(帰省費)」「交通費(通学費)」等その他の経費は支弁区分決定後の予定です。

2 交通費の「実費」は規定に基づき算定された額となるため、実際に負担された額とは一致しませんのでご了承ください。

3 交通費(通学費・帰省費)の付添人経費は、「重度・重複障害の児童生徒」とは「重複学級在籍者」を原則とします。(ただし「通学・帰省に常時付添が必要である」と校長が判断した者も含む。)

4 「日用品等購入費」「学用品・通学用品購入費」は、年度途中の新入学・転入学生の支給限度額は月割計算となります。(〔上記の金額÷12〕×本校在籍月数で算出された額)